



利用料金加算制度（市外・営利加算）の導入について（お知らせ）



東大阪市では、市内の公共施設における運用の見直し^(※)を行いました。
美術センターにおきましても、令和7年4月1日以降に行う予約から一部の運用が変更となり、
これまでの施設使用料と変更となる場合があります。
利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いいたします。

変更点1 市外加算の適用範囲が変わります。

市内在学・在勤を**除く**市外在住の方が利用される場合に対象となります。

（施設使用料が1.5倍になります）

変更点2 営利加算の制度が導入されます。

営利を目的とした利用の場合に、営利加算が適用されます。

※営利加算の対象となるケースについては、裏面をご覧ください。

（施設使用料が2倍になります）

^(※) 市内の公共施設における運用のバラツキを統一し、公平性を担保することを目的とし、令和6年第3回定例会（9月議会）にて複数の施設条例が改正されました。

★営利加算の対象となるケース（営利法人・個人事業主の場合）

- ① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。
- ⑤ 参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）。
- ⑥ 商品・事業説明会、研修、会議、撮影などの業務（企業）活動。
- ⑦ 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
- ⑧ その他企業・事業活動での利用の場合。 ※チャリティ活動等一部例外あり

※⑤～⑧については、金銭の授受を伴うものではありませんが、営利法人等の本来の目的である営利活動に該当するため、営利加算の対象となります。

★営利加算の対象となるケース（その他の団体・個人の場合）

- ① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

※例外となるケース

【②の例外】

- ・大会や発表会で、入場料を徴収しない場合。

【②③の例外】

- ・徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。（事業計画書の提出が必要です。）
- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。

市民美術センターにおける利用例【営利加算】

(団体・個人用)

利用例	営利加算	
①来場者から入場料を徴収する絵画や書道等の展覧会、音楽コンサート（金額を問わず）	該当（施設使用料2倍）	
②参加者から参加料を徴収して行う創作ワークショップ、協賛金を得て開催する文化イベント	徴収する参加費・会費等が施設使用料の2倍を超える場合 （計算例） ・会員10名から月2,000円の会費を徴収 ・会議室を1日利用（使用料5,000円） 【会費：2,000円×10名 = <u>20,000円</u> 使用料×2：5,000円×2 = <u>10,000円</u> 】 （会費 > 使用料×2）	該当（施設使用料2倍）
③会費等を徴収して開催する茶華道、音楽、写真等の教室	徴収する参加費・会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合 （計算例） ・会員8名から月1000円の会費を徴収 ・会議室を1日利用（使用料5,000円） 【会費：1,000円×8名 = <u>8,000円</u> 使用料×2：5,000円×2 = <u>10,000円</u> 】 （会費 ≤ 使用料×2）	非該当（従来通り） ※ <u>事業計画書</u> の 提出が必要
④金額を問わず、物品を販売する場合	該当（施設使用料2倍）	

*例外（営利加算の対象外）となるケース

【②の例外】

- ・出展料（参加料）を徴収するものの、入場料を徴収しない展覧会等を行う場合

【②③の例外】

- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合